

第13回大阪市路上喫煙対策委員会会議録

1 日 時 平成21年10月1日(木)午後3時00分～午後4時33分

2 場 所 大阪市役所 P1会議室

3 出席者

委 員 等 (敬称略)

委員長 鬼追 明夫(弁護士「なにわ共同法律事務所」)

委員長代理 松本 和彦(大阪大学大学院高等司法研究科 教授(憲法・環境法))

委員 久米井孝夫(大阪市PTA協議会 会長)

” 坂口 勝治(大阪南部たばこ商業協同組合 理事長)

” 西田 賢治(大阪商工会議所 常務理事 事務局長)

” 花嶋 温子(大阪産業大学人間環境学部生活環境学科 講師)

” 森田 昭信(大阪市地域振興会 会長)

大 阪 市

環境局 事業部業務担当課長

4 会議録

(事務局：環境局事業部業務担当課長代理)

ただいまから第13回大阪市路上喫煙対策委員会を開催させていただきます。

本日は、お忙しい中、お集まりいただきまして、どうもありがとうございます。私は、本日の司会を務めさせていただきます大阪市環境局事業部業務担当課長代理の秋元でございます。どうぞよろしく申し上げます。

まず、本日の出席状況のご報告でございますが、久米井委員がまだ来られておりません。たぶん遅れておられると思いますが、時間の都合もございますので、先に進めさせていただきます。本委員会は、「大阪市路上喫煙対策委員会規則」第3条第2項に基づきまして、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができませんが、本日は委員7名のうち6名が出席をいただいておりますので、本委員会が有効に成立していることをご報告申し上げます。

また、本日の傍聴者は1名です。報道関係者は、今はまだ入っておりませんが、入りましたらご報告いたします。

議事に移ります前に、お手元にお配りしております資料の確認をさせていただきます。

(配付資料確認)

(事務局：環境局事業部業務担当課長代理)

それでは、議題に入らせていただきます。委員長、よろしくお願いいたします。

(鬼追委員長)

ただいま事務局に確かめましたら、前回の委員会が昨年10月、現場視察が今年の2月ということでございます。随分長期間、間があきました。にもかかわらず、皆様方、お変わりなくお元気でご出席をいただきまして、ありがとうございます。

私が委員長として委員会の進行を務めさせていただきます。皆様のご協力を得ながら円滑に議事を進めたいと存じますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

それでは、議事に入らせていただきたく存じます。

最初に、この路上喫煙対策「取り組みの報告等について」、事務局から説明をお願いいたします。

(久米井委員 出席)

(事業部業務担当課長)

私は、大阪市環境局で路上喫煙対策担当をしております業務担当課長の森田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

大阪市では、路上喫煙対策といたしまして、大阪市及び大阪市民の皆様方の責務を明らかにするとともに、必要な事項を定めることによりまして、市民の方々などへの安心、安全及び快適な生活環境を確保することを目的といたしまして、平成19年4月1日から「大阪市路上喫煙の防止に関する条例」を施行し、同年10月1日から路上喫煙禁止地区での罰則の適用を開始してまいったところでございます。また、昨年、平成20年度からは、本委員会の答申によりまして新たな全市的な取り組みといたしまして、「たばこ市民マナー向上エ

リア制度」を立ち上げ、路上喫煙を含めた市民マナー向上への取り組みを行なっております。このような取り組みの状況などにつきまして、お手元の「第13回大阪市路上喫煙対策委員会資料」に基づきまして、ただいまからご説明申し上げたいと思います。

資料の1ページ目をお開き願います。

まず、過料処分に関しましてご説明いたします。平成19年10月からこの罰則の適用を始めております。違反者には1,000円の過料処分を行い、罰則の適用を始めて以降、平成21年8月までの23カ月のトータル処分件数は1万8,494件、1カ月当たり約800件、1日で申し上げますと約27件でございました。なお、平成21年度に入ってから、やや増加傾向でございまして、月平均1,000件となっております。こうした違反にかかります徴収は、96%が現金徴収となっております。また、過料処分の対象となった方々の住所地は、わかっている範囲で申し上げますと、大阪市内在住の方が4,000件弱、大阪市内を除く大阪府民の方が3,500件、大阪府以外の方々も3,750件で、それぞれ約3,000件台とあまり数値上での差はございませんでした。

路上喫煙率の定点調査につきましては、路上喫煙禁止地区内での平均が0.4%、全市での平均が0.8%で、ともに平成20年度以降は横ばいの状況となっております。路上喫煙禁止地区内には現在2カ所の喫煙設備がございしますが、その喫煙設備の利用率は、御堂筋の北方面にございします大江橋北詰め施設では18.8%、御堂筋南部にございします高島屋北側、なんば施設が6.4%となっております。大江橋の施設が前回調査時よりも増えておりますのは、喫煙設備の存在が周囲にやや浸透してきたものではないかと思われまします。これらの資料につきましては、別添の参考資料もご参照いただきたいと思います。

続きまして、資料2ページをご覧くださいませでしょうか。

路上喫煙率の定点調査の結果について分析いたしますと、条例施行前の平成18年度では路上喫煙率が平均2.6%、1,000人当たり約3人でございましたが、過料徴収を開始いたしました平成19年10月の直後では、路上喫煙率が0.6%と急激に下がりましたものの、以降は0.4%と、調査をいたしましてもなかなか下降いたしませんで、ほぼ横ばいの状況でございします。

路上喫煙禁止地区内での路上喫煙率の高い数値を示す地域は、中之島にあります中央公会堂前の交差点、公会堂の正面でございしますけれども、及び南海難波駅の北側三角地でございします。また、1日の中で見ますと、朝7時半～9時の通勤時間帯での路上喫煙率が一番高うございまして、そのうちでも特に商店街は2.0%と高い調査結果となっております。

路上喫煙防止指導員の巡回・指導の時間帯は、通勤・通学時間帯を含む午前中から夕方まででございます。今後、より効果を高めるため、巡回・指導の場所、時間帯の工夫など、検討の余地があると考えているところでございます。

3ページに移らせていただきます。

路上喫煙防止指導員に対します公務執行妨害事案についてご説明申し上げます。平成21年9月5日、大阪駅前第3ビル付近を路上喫煙防止指導員が巡回・指導中に、若い男女2人連れを見つけまして、その男性のほうに口をくわえかけましたので、口頭で注意をしたところ、指導員の肩を両手で突き飛ばし、その後、近くにありましたカラーコーンを投げつけ、さらに正面から暴行を加えてきたものでございます。この指導員は、その場で男性を取り押さえ、曽根崎警察署に現行犯で引き渡しております。

この対応につきましては、第11回の対策委員会でご承認いただきました「指導員の巡回・指導時の対応指針」に基づいて対処しているところでございます。この「対応指針」につきましては、別途、参考資料の中に付けておりますので、ご参照いただければと思います。

続きまして4ページ、5ページをご覧くださいのですけれども、平成21年8月に、大阪近郊三都市（京都・大阪・神戸）で路上喫煙に関する協議会を開催いたしました。昨年に引き続きまして同じ課題を持つ各都市が今後よりよい方向に進めるための意見交換などを行ないまして、その中で取り組み報告がございました。

まず、大阪は平成20年度1年間の過料徴収件数が9,202件であるのに対しまして、神戸市では4,311件、京都市では595件という報告がございました。この違いは、基本的には指導員の体制、大阪は13名、神戸市さんは10名、京都市さんは6名の違いもありますが、地域や場所の違いといったものもその一因ではないかと思われ、表面上の比較はなかなか難しいのではないかと考えております。

また、各都市とも未収金への対応に苦慮いたしておりまして、大阪市では現在、指導員が携帯電話の電話番号をその場でかけさせていただくとか、神戸市さんでは、住所を最初にお聞きした上で、話の終わりかけに再度住所を聞き直すといったことで、なんとか現金徴収に向けた取り組みを進めております。しかしながら、それぞれ工夫はしておりますが、抜本的な解決策は見出せておりません。そうしたことから、各都市とも、できるだけ納付書を発行せずに、現金徴収に努めております。費用対効果で、1,000円を取りに他都市まで行くと逆に損失を出すような状況がございますので、何とか現金徴収に努めている

ところでございます。

今後の取り組みといたしましては、この三都市で協力し合った普及啓発をしてはどうかということで、三都市の指導員がそれぞれ異なった制服を着て業務を行なっておりますことから、例えば大阪市や神戸市に参集して啓発指導を一緒に行なえば、インパクトのある取り組みができるのではないかとといった意見が出まして、それに向けて現在、調整を行なっているところでございます。

次に、6ページ、7ページでございます。

普及啓発活動についてご説明いたします。平成20年度の普及啓発につきまして6ページに記載しておりますが、各種イベントでの啓発物品の配布などを主に取り組んでまいりました。右にあります写真は、平松市長を先頭に昨年12月に発足いたしました「たばこ市民マナー向上エリア制度」の開始キャンペーン時のものでございます。啓発でポケットティッシュを配るといったことが主な活動となっております。

7ページ目に今年度の普及啓発に関する取り組みを載せております。この中で新たな取り組みといたしましては、イベントの2つ目でございますけれども、「歩きたばこはやめてね」と題しまして、小学生を対象に子どもの目線から大人のマナーについて表現してもらうことによりまして、子どもから大人へのメッセージを伝える企画を行ないました。これは、9月末で締め切りをさせていただいて、応募作品も100点ほど出てきたと聞いております。後日、審査を行い、一定期間掲示を行ないまして、日頃子どもたちがどのように感じているのかなど、大人のマナー意識の向上につながればと考えております。

また、新たな取り組みの中で視覚に訴える方法としまして、この9月から、地下街から御堂筋に向かう階段の上り口に、7ページの写真右下にございます「御堂筋・市役所・中央公会堂周辺は路上喫煙禁止地区です」といった階段を利用した広告を、淀屋橋及びなんばで始めたところでございます。

そして、先ほどご説明しました大阪・京都・神戸三都市の合同啓発キャンペーンを今年度企画しております。

続きまして、8ページから11ページをご覧くださいと思います。

平成20年度、昨年度の「たばこ市民マナー向上エリア制度」参加25団体の活動報告について、ご説明いたします。発足が昨年12月でございまして、事務局といたしまして年度の活動報告を求めていますことから、期間も昨年12月から今年の3月までの4カ月間と短い中での活動報告でございました。そうした中で、ほとんどの団体が定期的に街頭啓発

に取り組み、清掃活動をはじめ、防犯、違法広告物、放置自転車対策などとタイアップされた活動に取り組んでおられます。また、商店街などを中心に参加いただいた淡路本町商店街や心齋橋筋商店街など10の団体・エリアでは、放送設備を使つての啓発活動にも取り組まれております。

このほか、9ページ中段の11番、京橋地域の安全なまちづくり連絡協議会では、定例会議の議題として路上喫煙対策を取り上げていただいております、より効果的な取り組みについて議論をしていると聞いております。また、11ページの25番、ジョイフル阿倍野たばこユニオンでは、あべの筋にあります阿倍野交差点東側、阪神高速高架下に、JT日本たばこ産業さんからの寄付によりましてエリア内に喫煙設備を設け、その維持管理についてもこの団体が清潔保持をモットーに活動されておりました、周辺のマナー向上に取り組まれております。

長くなりましたが、取り組みの報告及び説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

(鬼追委員長)

ただいまのご説明、ご報告について、何かご意見がございましたら、どうぞお出しいただきたいと思います。いかがでしょうか。

(松本委員長代理)

ご報告どうもありがとうございました。感想でもよろしいでしょうか。

最初に喫煙禁止地区についてお話いただきまして、0.4%で横ばい状態ということですが、時間とともに横ばい状態になるのは当然のことでありまして、0%で横ばいというのが一番望ましいわけですが、そこまで行かないにせよ、低い率で横ばいになるのは制度にとっては理想的なあり方だろうと思います。ただ、その0.4%という数字が理想に近い数字かどうかというのは別問題でありまして、過料処分数がまだまだ多い。神戸や京都と比べてもかなり多いことから考えると、0.4%が底であると考えるのはちょっと難しいかなと思われました。

特に、今なお禁止地区で路上喫煙をされている方のかなりの部分は悪質な違反者だろうと想像できるわけでありまして、実際、指導員に対して暴力に及ぶなどという許されない行動に出る人もいますので、単純に制度を知らなかったというだけの人では

ないと思われます。ということは、結局、この禁止地区の趣旨が、知られていないという以上に、まだ十分に理解されていないのではないかとと思われるわけです。

そのためにはいくつか今後も対策をとらないといけないわけでありまして、実際、先ほどのようなご説明では効果的あるいは重点的な巡回・指導を行なうということでありましたので、それに期待したいと思いますが、他方で制度の趣旨が十分理解されていないというのは、単純に取り締まりを強化するだけでは十分とは思えないわけです。やはり路上喫煙禁止あるいはマナー向上に関する意識を高める方向での施策を、さらにたくさん行なっていく必要があるのではないかと思いました。

大阪市でもこれまで啓発活動等をたくさんやってこられておりますし、また新しい啓発活動も考えておられるということでしたので、これから先の状況を見守っていく必要があるのかなと思いますが、意識とか理解を高めるためには全市民的な取り組みが必要だろうと思われます。その意味では、この後、話が出てきます「たばこ市民マナー向上エリア」の拡大は、全市民的なマナー意識の向上という点では非常に効果を発揮するのではないかと期待しているわけです。それによって禁止地区の趣旨も十分理解していただいて、0.4%でとどまるのではなくて、もう少し低い数字に下がることを期待したいと思えます。以上です。

(鬼追委員長)

この定点調査の夕方という時間帯は、何時から何時まででしたかね。

(事業部業務担当課長)

定点調査の時間帯は、参考資料の3ページに記載しておりますけれども、1日4回実施しております、委員長がおっしゃるのは17時30分～19時が一番遅い時間でございます。朝1回目は7時半～9時、昼の11時半～13時、14時半～16時と、4回に分けて、1時間半の中で定点調査をしております。

(鬼追委員長)

なぜこういうことをおうかがいするかと言うと、私は、ほとんど毎日のように、朝9時過ぎに淀屋橋から市役所の前を通りまして、大江橋を渡って裁判所の近くまで行くのですが、随分ばい捨てをした吸殻が目立つんですね。特に市役所前でかなり目立つんで

すよ。おそらくこれは新地帰りだと思います。新地帰りで一杯機嫌でたばこを吸うのは私も経験がありますけれども、それをつい捨てていくのではないかと思うんです。そうしますと、今の時間帯からはかなりはずれていると思うんですね。新地帰りというのは、たぶん8時から10時、11時ごろに集中するのだろーと思っておりますけれども、その時間帯での数字は全然拳がってないということになるわけですね。しかもそれが市役所前であるというので、いたく私の神経に触るわけですね。したがって、市役所の前でばい捨てなんていうのはもってのほかだという発想で、何か啓発活動をしていただくわけにはいかないものですか。

と言いますのは、大阪の代表的な地点であり、御堂筋であり、そういう場所で市が何か、その「何か」ということは私も今考えつかないですけれども、何かやっていただくということは大変な宣伝効果があるはずで、おそらく新聞でもテレビでも何らかの形で取り上げるであろうと。それは別に毎日でなくてもいいと思っておりますけれども、そういったことをひとつお考えいただくことはできないだろうかなあと思うんですね。

路上喫煙対策を先頭に立って進めている市役所の前でばい捨てをされるのは、「これは捨ててはおけん」という発想が普通だと思います。日によって多少の違いはありますけれども、市役所の前あたりでかなりばい捨てがあります。ですから、そののところをひとつ見ていただいて、こんなことでいいものだろうかということで、何か対策を講じていただくと非常に効果的ではないかなあと思います。

(事業部業務担当課長)

ただいま委員長から貴重なご意見をいただきまして、我々大阪市に勤めておる者は、本当に胸が痛い思いでございます。御堂筋のメインにあります大阪市役所は、当然拠点でございますから、そういったところでの調査を含めまして今後検討してまいりたいと思っております。新地の帰りを例にあげますと、どうしても飲まれているという状況がございますけれども、実情をまず把握することが必要だと思いますので、それに向けて指導員を活用するとか、調査を含めて検討してまいりたいと思っております。

(鬼追委員長)

ぜひお願いしたいと思っております。そのために例の大江橋の場所なんかが活用できるのではないですかね。あそこに何か掲示をするとか、イルミネーションを出すというようなこと

で、何か効果が期待できるのではないだろうかと思ひます。

(久米井委員)

僕も吸っていた経験があるのでちらっと思ひしたのは、ちょうど交差点とかで止まった時に、ついつい下に落とすような感じがするんですね。歩いている時よりも、例えば橋にほったりとか。いけないですけどね。イメージとして、交差点付近はかなり汚い。特に信号待ちがあるところはかなり汚いので、何か信号付近に昼でも夜でも目立つような広告等があれば、啓蒙活動の1つにはなるのかなと。今、その流れから確かに交差点が汚いなあと思ひたので、またよかったら検討してください。お願いします。

(西田委員)

20年度も普及啓発活動は行われたようですが、まだまだ市民とか市域外の人に対する普及啓発あるいは周知が十分ではないのかなと感じます。どの程度まで普及啓発がなされているのか、周知度を測るのはなかなか難しいと思ひますが、例えば、大阪府、大阪市、経済界で行っている「水都大阪2009」や、来る11日の「御堂筋kappo」など非常に多くの人が集まるイベントの機会をできるだけ積極的に利用して、あまり経費のかからない形で、より多くの方に大阪市の取り組みがわかるように工夫を重ねてはどうかと思ひます。

(事業部業務担当課長)

今おっしゃっていただきました「御堂筋kappo」を含めて参加させていただいて、できる限り周知の機会をとらえまして広げていきたいと思ひます。大阪市が進めながら、大阪市内の居住者からの徴収が一番高いといった形で言ひますと、やはり周知のところにも課題があるかと思ひておりますので、今後、より積極的に進めていきたいと思ひます。

(鬼追委員長)

要するに、定石どおりのことをやっているとなかなかいけないので、いい意味で多少意表をつくような手を考へていただく必要があるのではないかと思ひうんですよ。

ほかにいかがでしょう。

(花嶋委員)

これからもう少し頑張ったらいんじゃないかというご指摘を皆さんお持ちでしたけれども、定点調査結果を見ると、路上喫煙の禁止地区、つまり指導員の方がいらっしゃる地域は、もちろんかなり下がっていますし、それ以外の全市平均もそこそこ下がっているということは、喫煙の禁止地区だけではなくて、全市的に広く薄く効果があったのだなあということで、この少しの効果が広い地域にあったということはすごいことだなと。実際に指導員がいらっしゃるの細かい線上でしかないにもかかわらず、全市的にある程度、路上で吸って歩いてはいけないんじゃないかなというイメージが少しずつ広がりつつあるのは、逆にすばらしいことだなと思いました。

今後、「たばこ市民マナー向上エリア」がどんどん増えていくことによって、歩いてたばこを吸ってはいけないんだという雰囲気在全市的に醸成されてくると、この数字がもう一段絞れるのかなと思って期待いたしております。

(坂口委員)

周知方法ですが、私事でございますが、7月に沖縄に行ってまいりました。沖縄の一番繁華街、国際大通の歩道のタイルに、「ここは禁止地区ですよ」と。大阪でやっているのとまったく同じ感じでしたね。ああいうものを御堂筋にもっとたくさん埋めていただければ周知になるのではないかと思いますので、どうかよろしくをお願いします。

(鬼追委員長)

ご意見、ご質問がありましたら、後でも結構でございますので、それではこの問題についてはいったん打ち切らせていただきます。

続きまして、平成21年度「たばこ市民マナー向上エリア制度」応募団体の審査についてご審議をいただきます。ご承知のように当委員会は、第1回の委員会開催の折に、「審議会の設置及び運営に関する指針」に基づきまして、各委員の皆様方のご同意を得て、原則として会議を公開することにいたしております。しかし、今、上程いたしますこの議案、平成21年度「たばこ市民マナー向上エリア制度」応募団体の審査についての議案は、応募団体の個人、法人あるいは事業者の情報を含めて審議をしていただくこととなりますので、昨年同様、この議題のみ非公開で行ないたいと思います。確認の意味を込めまして、このような会議を公開にするか非公開にするかについての大阪市の指針に関して、事務局から

もう一度説明をしていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

(事業部業務担当課長)

「審議会等の設置及び運営に関する指針(抄) 解釈・運用の手引」に基づきまして、ご説明させていただきます。

15ページの上の四角で囲ったところが「指針」の本体で、その下は解説になっております。ここで「会議の公開基準」といたしまして、「次のいずれかに該当する場合を除き、公開するものとする」ということで、原則として公開することになっておりますが、公開から除外するケースもございます。その1つが、16ページの「(1) 会議において次のいずれかに該当する情報を取り扱う場合」で、「ア 個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の情報により特定の個人を識別することができるもの」とございます。また、次の17ページでございますけれども、「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く」となっております。

ちなみに、今回の応募団体につきましても、昨年同様、商店街等が多くなっておりまして、隣接する商店街が応募していたりしていなかったりという状況がございますので、よろしくお願いいたしますと思います。以上でございます。

(鬼迫委員長)

以上のご説明でございますので、平成21年度「たばこ市民マナー向上エリア制度」応募団体の審査につきまして、この議題のみを非公開として取り扱いたいと考えますが、よろしゅうございませうか。

それでは、申し訳ございませんが、この議題のみ非公開の取り扱いをいたしますので、傍聴者の方々はご退席をお願いいたします。あしからずご協力をお願い申し上げます。

(傍聴者退室)

(鬼追委員長)

それでは、事務局から報告及び説明を受けたいと存じます。その後、それぞれの応募団体がこの制度の活動団体にふさわしいかどうかを当委員会で検討を行い、意見をとりまとめることといたします。

それでは、説明方、よろしくお願い申し上げます。

(事業部業務担当課長)

「第13回路上喫煙対策委員会資料『たばこ市民マナー向上エリア制度』応募団体一覧表及び応募団体資料」説明

「『たばこ市民マナー向上エリア制度』の応募団体の審査について」
審議の概要

委員等 大阪市

活動団体（エリア）の拡大について

全般的に主に商店街が応募されているが、今後、地域の団体とも連携して進めていってもらいたい。

大阪市の24区のうち、応募されていない区が9区ある。これらの区に対しても何らかの形で路上喫煙について認識していただき、市内全域にこの制度が広がればいいと思う。

応募された団体に地域を絡めたり、その校区の子ども達やPTAも絡めて啓蒙活動を皆でしていくことに意義がある。市の取り組みとして、団体から波及効果を呼ぶような活動に持っていかないと広がっていかないと思う。

今回、学校周辺を含めたエリアが数カ所出てきており、ひとつの機運として次につながるための情報を集めたいと思う。

この制度の運用の仕方としては、委員会のほうであらかじめ活動内容の細かいところまで精査した上できっちり枠づけるというよりは、市民の創意工夫を尊重して、制度趣旨に反すると思われるもの以外は、できるだけ広く認めていく形で運用すればいいと思う。今後、活動実績等が上がってくる中で、事後的に検証していけばいい。

今回の活動名称の中にはユニークなものがあり、非常にいいことだと思う。こうした

ものを広めることで、応募しやすくなることもあると思う。

まず基本は、それぞれの地域で個々に手を上げてもらうことだが、それがある程度集まってまとめれば、将来的には1つの地域ブロックやゾーンにまとめて、活動を連携しながら進めるという方向に持っていくことが必要だと思う。

喫煙設備について

喫煙設備の設置を検討されている団体があるが、設置する場合は、どうしても「たばこ市民マナー向上エリア制度」の趣旨との整合性、適合性が非常に重要な問題になると思う。喫煙設備の設置に当たっては、事前に大阪市と協議するという事になっていると思うので、前例や、禁止地区での経験を踏まえ協議してもらいたい。

マナーエリア内での前例もあるので、市としての役割を踏まえきっちりと対応してもらいたい。

(鬼追委員長)

それでは、この17団体につきまして、制度の趣旨にふさわしい活動団体としていわゆる適格認定をするかどうか、当委員会の意見をとりまとめたいと思いますが、いかがでしょうか。いずれも特に問題があるとは思いません。むしろ積極的に進めていってほしいという皆さんの期待がかなり出ておりますので、いわゆる適格認定をさせていただくということによろしいでしょうか。

(異議なし)

では、満場一致でそういうことに決まりましたので、よろしく願いいたします。
ほかに事務局から何かございますか。

申請時の個人情報(活動者名簿)の取扱いについて

「平成21年度『たばこ市民マナー向上エリア制度』応募団体資料」には各団体の活動者名簿が添付されている。個人情報保護の観点から、今日のところは全部資料を置いていっていただくということをお願いしたい。後日、議事録を郵送させていただく際、名簿を抜いた形で、改めて「平成21年度『たばこ市民マナー向上エリア制度』応募団体資料」を送らせていただきたいと思いますので、よろしく願いしたい。

(傍聴者入室)

(鬼追委員長)

それでは、最後にその他ということになっておりますが、事務局から何かございますでしょうか。あるいは、委員の方々から何かございましたら、出していただきましても結構でございます。

(花嶋委員)

資料の7ページ、地下街の上がり口のところにある「御堂筋・市役所・中央公会堂周辺は路上喫煙禁止地区です」の先頭に、小さな「歩きたばこ×」みたいなマークがあるのですけれども、こういうようなマークをしっかりとデザインしていただいて、さらにそれを先ほどの神戸・大阪・京都で連携していただくと、このマークがあったら路上喫煙の禁止地区なんだなということがひと目であちこちの地域の人にわかりますし、難しいとは思いますが、日本語があまり得意でない人たちにもわかるようなマークにデザイナーさんにうまくしていただく。決して喫煙が悪いのではなくて、歩きながら路上で喫煙してはいけないということがわかるようなものにしていただくと、非常にいいのではないかと。また、大阪市内の「市民マナー向上エリア」にも、これの類似品というか、色違いというようなものがあると、「あ、ここはそういう地域なんだな」というのが共通してわかるのではないかなと思います。このようなマークがあると非常にいいかと。ただ、この標示自体は、すごく丁寧ですけど、漢字が多くて、歩いている途中にぱっと見ても何のこっちゃという感じがするかもしれないなと思ったので、こういう一瞬で見えてわかるようなマークを統一することをぜひ考えていただけたらなと思いました。

(鬼追委員長)

ぜひ検討いただきたいと思えますし、三者協でも一遍出していただけたらいかがでしょうか。

(坂口委員)

先ほど松本委員から「マナー向上エリア」に喫煙場所の設置等のお話が出ましたが、あくまでも喫煙者にマナーを守っていただくことが一番重要なこととございまして、その中

でも迷惑がかからない場所において、我々業界といたしましても、その場所を設けて、そちらで吸っていただくというふうに考えております。また、JTさんにも協力をしてもらうという約束を取りつけておりますので、「マナー向上エリア」だからこそだめだというのではなくて、迷惑にならない場所、さきの「マナー向上エリア制度」に申し込んでいただいた阿倍野ユニオンも、マナーエリアの中で喫煙場所を設けておりますので、その点、ひとつよく考えていただきたいと思います。

(鬼追委員長)

そのへんの動向を事務局で注意をしていただいて、先ほどの松本委員のご発言もありますが、この制度の趣旨にふさわしい喫煙ステーションであるのかどうか、別に鑄型にはめ込むというわけではありませんが、この制度の趣旨をあくまでも生かすという意味で、常に注目はしておいていただきたいなあと思いますね。

(事業部業務担当課長)

はい、事務局として承りました。

(鬼追委員長)

ほかの委員の方々、ございませんでしょうか。

ございませんようでしたら、事務局から何かございますか。

(事業部業務担当課長)

次回の委員会の日程につきましては、改めて事務局から調整させていただきたいと思っておりますけれども、それでよろしいでしょうか。

(鬼追委員長)

よろしいですね。

それでは、本日の議案はこれですべて終了いたしました。よって、本日の委員会は、これにて閉会とさせていただきたいと存じます。大変お疲れさまでございました。ありがとうございました。

(事務局：環境局事業部業務担当課長代理)

本日は、鬼追委員長をはじめ委員の皆様には、長時間にわたり、まことにありがとうございました。引き続き次回もどうぞよろしく申し上げます。これで終了させていただきます。